

# 「消費税率の改正に伴う入札・契約手続」について

令和元年 10 月 1 日  
長野市財政部契約課

消費税及び地方消費税の税率が改正され、令和元年10月1日（施行日）をもって、10%が課されることとなりましたので、同日以降に契約を締結するものについては、下記により入札・契約手続を行いますので、ご留意をお願いします。

記

## 1 該当する案件について

令和元年10月1日以降に契約を締結する物品の購入、建設工事及び業務委託等（準備のため、9月中に入札（見積）を行うものを含みます。）

## 2 入札書等の記載について

見積額（税込総価）の 110分の 100に相当する金額 を入札書に記載（電子入札システムに入力）してください。

## 3 契約の締結について

入札又は見積書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額 を加算した金額を契約金額とします。

なお、契約書の作成にあたっては、次の箇所について御確認いただくようお願いします。

また、これまでにダウンロードし、**108分の8**と記載された様式は、使用しないようお願いします。

○ ○ 契 約 書					
1	○ ○ 名				
2	場 所				
3	期 間	令和 年 月 日から			
		令和 年 月 日まで			
4	契 約 額	金		円	
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円					
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に <b>110分の 10</b> を乗じて得た額である。					
〔（ ）の部分は、受注者が課税事業者である場合に使用する。〕					

この箇所について、御確認をお願いします。

## 4 その他

### (1) 変更契約の締結について

建設工事及び工事に係る業務委託の「変更契約書」をホームページに掲載しております。

↓

【長野市】「入札・契約で使用する用紙などについて<工事・測量等>」

<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/keiyaku/33404.html>